

唐津市財務規則の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第76号様式（第106条関係）</p> <p>唐津市建設工事請負契約約款</p> <p>（前金払）</p> <p>第34条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 甲は、乙が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年3. 1パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p> <p>（履行遅滞の場合における損害金等）</p> <p>第45条 略</p> <p>2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>年3. 1パーセント</u>の割合で計算した額とする。</p> <p>3 甲の責に帰すべき事由により、第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年3. 1パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。</p> <p>（解除に伴う措置）</p> <p>第49条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の場合において、第34条（第40条において準用する場合を</p>	<p>第76号様式（第106条関係）</p> <p>唐津市建設工事請負契約約款</p> <p>（前金払）</p> <p>第34条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 甲は、乙が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年3. 3パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p> <p>（履行遅滞の場合における損害金等）</p> <p>第45条 略</p> <p>2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>年3. 3パーセント</u>の割合で計算した額とする。</p> <p>3 甲の責に帰すべき事由により、第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年3. 3パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。</p> <p>（解除に伴う措置）</p> <p>第49条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の場合において、第34条（第40条において準用する場合を</p>

む。)の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が第46条又は第46条の2の規定によるときにあってはその余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.1パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第47条又は前条の規定によるときにあってはその余剰額を甲に返還しなければならない。

4～8 略

む。)の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が第46条又は第46条の2の規定によるときにあってはその余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.3パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第47条又は前条の規定によるときにあってはその余剰額を甲に返還しなければならない。

4～8 略